

出会い系犯罪に巻き込まれないために！

インターネット上にはいろいろなコミュニケーションツールが存在し、不特定多数の人との出会いが可能です。

カラオケに行きたいけど、だれか連れてってくれる人いないかな？

携帯の出会い系で誘おうか？カラオケに連れてってくれる人いませんか。



掲示板

チャット

メッセージ



カラオケくらいおごってやるよ。タバコもあるし、少しお酒もどうだい。

お小遣いが少ないなら、いいアルバイト紹介してあげるよ。



ほんの軽い気持ちでも、出会い系サイトの掲示板に書き込みをすると恐ろしいワナがまち受けている。お小遣いをくれるからというおいしい話は特に危険。会ってからは取り返しがつかないよ。

ポイント

掲示板に、金銭等を示して異性との交際を持ちかける書き込みをすると、それだけで罪になります。遊びでやるのもいけません。

アンケートやプレゼントのWebページには、出会い系に接続する罠が仕掛けあることがあるので注意しましょう。

< 背景 >

インターネット上にはさまざまなコミュニケーションツールが存在し、特定、不特定を問わず、いろいろな人同士がコミュニケーションを図っています。中には出会いそのものを目的とするサイトも存在し、それを利用した児童買春や凶悪犯罪なども多発しています。そのような背景から、いわゆる出会い系サイト規制法が施行され、成人・児童にかかわらず、処罰されるようになりました。

< 事件事故の例 >

例1 わいせつ目的誘拐、強姦

インターネットのチャットで知り合った小学6年の女兒を自宅に連れ込み、乱暴したとして、大学生をわいせつ目的誘拐と強姦の疑いで逮捕した。

例2 出会い系サイト規制法（インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制などに関する法律）違反

インターネットの出会い系サイト掲示板に、女子児童を対象としたわいせつな交際を求める書き込みをした男性を逮捕した。

< 指導上の留意点 >

コミュニケーションツールの特性と、出会い系サイトの存在について理解させるとともに、出会い系サイト規制法についても指導しておくことが大切です。

1. 出会い系サイトにはアクセスしない。
2. インターネット上の掲示板などへの書き込みには十分注意する。

「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」(平成15年9月13日施行)

100万円以下の罰金

1. 児童との性交渉を持ちかけただけで違反
2. 金銭等を示して、児童との「異性交際」を持ちかけただけで違反
3. 不正な書き込みをした者は、成人・児童にかかわらず罰則の対象
(ここでいう「児童」は、18歳未満の者)

< 解説例 >

掲示板などに書き込みするとき、金銭などを示して異性との交際を持ちかけると法律で罰せられます。これは大人・子どもにかかわらず罰則の対象になるので注意してください。

見ず知らずの人からメールが送られてきた場合、ほとんどがアダルトサイトや出会い系サイトにつながるようになっていきます。不用意にクリックして不当請求の被害にあったり、犯罪に巻き込まれたりすることのないよう気を付けましょう。

